

平成15年
4月から

介護保険料が変わりました

介護保険制度では、今までの実績と今後の介護サービス利用量の見込みに基づき、3年ごとに制度の見直しを行います。
本町でも高齢者や介護が必要と認められた人の増加とそれに伴う介護サービス量の増加が見込まれることから、平成15年4月から実施する新しい事業計画のもとで保険料の見直しを行い、新しい保険料が決まりました。

新しい介護保険料

(平成15年度～17年度)
一人ひとりの保険料は、低所得の人に配慮し所得などに応じて、5段階に設定されています。
基準額(第3段階)
月額2,892円
(年額34,704円)

保険料の納め方

保険料は、特別徴収(年金から天引き)と普通徴収(納付書により金融機関または、役場会計室窓口で納付)により納めていただきます。普通徴収の保険料は、便利な預金口座振替をご利用ください。
年度途中に65歳に到達された方、他の市町村からの転入により第1号被保険者の資格を取得された方は、普通徴収となります。



段階	対象者	計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護の被保護者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	1,446円	17,352円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75	2,169円	26,028円
第3段階	本人が住民税非課税(世帯内に課税者がいる)	基準額×1.00	2,892円	34,704円
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額200万円未満	基準額×1.25	3,615円	43,380円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額200万円以上	基準額×1.5	4,338円	52,056円

所得段階のうち第4段階と第5段階の境界所得額は平成14年度まで250万円でしたが、国の制度改正により平成15年度から200万円に改正されています。

介護保険の新しいサービスがスタートしています。

紙おむつ購入費の支給事業 法定サービス以外の町独自サービスです。
このサービスは、在宅の要支援認定者または要介護認定者の介護および経済的負担の軽減と在宅介護の促進を図ることを目的として、介護保険の市町村特別給付として実施するサービスです。
【対象者(次のすべてに該当する方)】
・要支援認定または要介護認定を受けた方
・居宅において介護を受けている方
・常時紙おむつを必要と認められる方
介護保険施設に入所または病院等に入院中の期間は対象から除きます。

【サービスの内容】

対象となる方が、町内の紙おむつ販売店(町指定事業者)で、紙おむつを購入されたとき、その翌月に領収書等を添付し申請していただく購入金額の9割を紙おむつ購入費として支給する事業です。(ただし、要介護度(こと)に上限額が設けられています。)
要介護度(こと)の支給限度基準額は、下表のとおりです。

要支援および要介護状態区分	支給限度基準額	給付率	自己負担分	支給額
要支援	3,000円	90/100	300円	2,700円
要介護1	3,000円		300円	2,700円
要介護2	4,000円		400円	3,600円
要介護3	6,000円		600円	5,400円
要介護4	8,000円		800円	7,200円
要介護5	8,000円		800円	7,200円

【登録申請の方法】
対象となる方が、紙おむつ購入費の支給を受けようとするときは、介護保険被保険者証をもって福祉保健課へ申請してください。
詳しくは、役場福祉保健課までお問い合わせください。

痴呆になっても安心して暮らせるまちづくりセミナー

防をて予業し痴呆発実痴啓実
今回、痴呆症についての正しい理解と対応の方法を多くの方に知っていただき、地域での早期発見と対応・見守りなど、痴呆に関する地域ぐるみでのネットワークを築き上げていくことをめざし、痴呆になっても安心して暮らせるまちづくりセミナーを2月23日・3月8日・同15日の3回シリーズでふれあいの郷で開催しました。
第1回、「早期発見と地域でできる支援とは」介護老人保健施設アロフエンテ指導監 赤沼フサ枝先生・第2回「安心して暮らせるまちづくりをめざして」湖東地域振興局課長補佐 北川憲司氏・痴呆の予防から治療の最新情報」藤本クリニック院長 藤本直規先生・第3回「痴呆介護の現場から」多賀清流の里施設長 嶋田鐵雄氏から、それぞれテーマで講演いただきました。
毎回、多数の参加者があり、3回を通して延べ418人の方が熱心に受講していただきました。
受講者からは、
痴呆になったら、人間性が失われる、何もわからない、できないと思っていましたが、それは間違いだったことに気がきました。
痴呆の方の不安な気持ちがよく理解

以前と違う、その人らしくない変化に早く気づき、専門家に相談することが大切。痴呆症は初期の適切な対応で、進行を遅らせることができる、早期発見の大切さがよくわかりました。
痴呆になっても、人格が変われることは絶対ないので、過去の環境づくりや、高齢者が生き生きと役割を持ってもらうことが大切だと気づきました。
若い世代の人たちも痴呆のことについてよく学び合い、誰もが痴呆になる可能性があるんだという認識を持って地域で助け合っていく、地域ぐるみでの取り組みが大切だと思います。
今回のセミナーの輪をもっと多くの人々に広げ、実行・行動に移せる住民を育てて欲しい。
これからも、ぜひこのような研修を続けてください。また、今回のセミナーの内容を、字単位または町内会単位で、身近な単位で開催していただきたい。等の感想やご意見が寄せられました。
今後、「痴呆になっても安心して暮らせるまち」をめざして、研修会や字単位での学習会、懇談会などを計画していきたいと考えています。
「痴呆症について」のご相談は、福祉保健課ふれあいの郷内(の保健師まで)。
20021(電)488115

図書館 ニュース

お問い合わせ先
多賀町立図書館（あけぼのパーク多賀）
有線 2-1142 電話 48-1142
休館日 毎週月・火曜日、毎月最終木曜日、祝日の翌日（平日）
E-mail tosho@tagatown.jp

映画会
大きなスクリーンでゆったりとお楽しみください。
日時 5月17日（土） 14時30分
場所 2階大会議室
内容 「ダイナソー」
6500万年前、恐竜たちの時代。どうも肉食恐竜の襲撃から逃れた一つの卵は数奇な運命を

おはなしのじかん
絵本や紙芝居を読みます。お話の世界を楽しんでください。
日時 5月3日（土） 24日（土） 15時
場所 絵本コーナー

5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

...休館日

親子華道教室
日本の伝統文化のひとつである華道に親しみます。
講師 華道家元池坊教授 川瀬 俊子さん
日時 5月10日（土） 15時
会場 2階大会議室
対象 小学1年～3年生とその保護者 20組
申し込み 4月26日（土）10時から先着順
（電話申し込み可）

はじめまして
4月からお世話になっている司書の安田です。
本のご多賀町のこと、がんばって勉強していきたいと思っております。よろしくお願ひします。
よい季節となつてきて、あけぼのパーク多賀の公園の緑もとてもきれいです。アスレチックもありますし、公園やホールでお弁当も食べていただけます。
図書館では、たくさん本と職員一同みなさんのおこしをお待ちしていますので、ぜひご利用ください。

パッチワーク展
なかよし8人組
会期 5月3日（土）～6月1日（土）
会場 対面朗読室

経てキツネザルたちの住む島へと運ばれる。殻を破って誕生したのはイグアランドンのアダダーだった。

持ち物 牛乳パックやゼリーなどのプラシック容器 身近な草花や木など。

お問い合わせ先
多賀の自然と文化の館（多賀町立博物館）
有線 2-2077 電話 48-2077 / ファクシミリ 48-8055
休館日 毎週月・火曜日、祝日の翌日

多賀の自然と文化の館ホームページ
http://www.tagatown.jp/akebono/
http://www.biwa.ne.jp/taga-mus/
E-mail taga-mus@mx.biwa.ne.jp

MUSEUM 多賀の自然と文化の館 博物館 情報BOX INFORMATION

展示
企画展 4月19日（土）～5月25日（日）
「おぼあちゃん木になった」
大西暢夫写真展

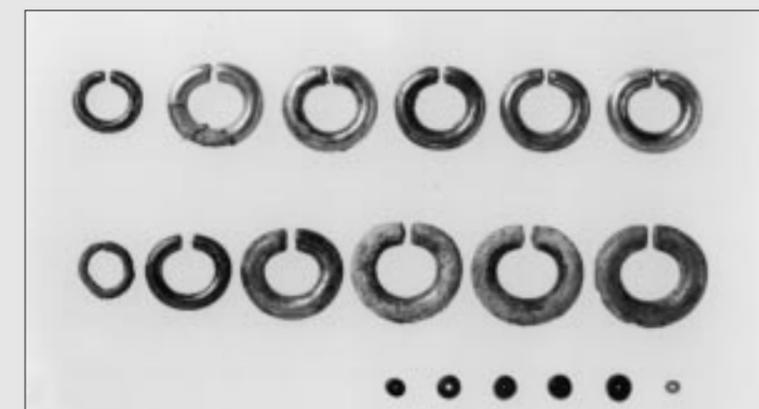
特別展
8月2日（土）～9月28日（日）
「ソウのはじまり」

企画展
平成16年1月31日（土）～同3月28日（日）
「多賀町霊仙・山村の四季」

観察会
4月26日（土）
「野草観察と試食会」
10月18日（土）
「きのこの観察会」
11月8日（土）
「古琵琶湖の貝化石を探そう」
平成16年3月27日（土）
「2億8000万年前の化石を探そう」

博物館講座・講演会
5月11日（日）
講演会「ダムに沈む村を訪ね歩く」
講師 大西 暢夫氏

6月15日（日）
講演会「サルの生態とわたしたちのくらし」
講師 千々岩 哲氏
講演会「ソウの仲間の進化」
最近の話題
講師 三枝 春生氏
11月22日（土）
実験室講座「砂鉄から鉄をつくらせよ」
講師 大島 浩（当館）
平成16年1月24日（土）
実験室講座
「身近な放射能」
講師 大島 浩（当館）
平成16年3月20日（土）
講演会「多賀町霊仙・山村の四季」
講師 植村 明也氏
観察会・講演会・講座への申し込み・および詳細は博物館までお問い合わせください



写真



写真

多賀町古墳群から出土した鉄製品の中に象嵌が発見されました。象嵌とは、金属の表面に鑿で文様を彫って、そこに別の金属をはめ込む技法です。多賀町29号墳出土品の場合は鉄地に銀線をはめ込んでいます。写真の白い文様部分が銀線で、ほぼ100%に近い純銀です。これは刀の鞘尻と見られますので、埋葬時に被葬者の持ち物であった刀をいっしょに納めたのでしょう。同じ古墳から出土した土器から、6世紀末～7世紀初頭（今から約1400年前）につくられた古墳と考えられます。象嵌資料は、県内でも十数点しか発見されておらず、非常に貴重な資料です。全国的な出土例から、大和政権が地方豪族・有力者層に政治的・経済的つながりの証として授けたものと考えられており、多賀町古墳群の被葬者が大和政権とのつながりを持った地方の有力者であったと想像されます。

多賀町の文化財
センター通信
http://www.biwa.ne.jp/~taga-mus/akebono/bunkazai/
有線 2-0348 電話 48-0348
E-mail bunkazai@tagatown.jp

象嵌が発見されました！



親子手芸教室（川相公民館）

さまざまな取り組みを…
3月9日、多賀町中央公民館において地域の教育力を高める研修会が開催されました。
平成14年4月から完全学校週5日制が実施され、地域において子どもたちを中心としたコミュニケーションづくりについてさまざまな取り組みがなされています。この研修会では、地域においてどのような取り組みが求められているのか、各字の取り組み状況について情報交換をしたり、講師の先進事例紹介・講義を通して学んだりというねらいがあります。

地域の教育力を 高める研修会開催

各分館の取り組み発表…
はじめに、各字公民館分館の土曜日開館の取り組みについて、久徳公民館、敏満寺公民館、川相公民館から発表がありました。子どもたちの「生きる力」を高めるために、手芸、餅つき、焼いも、竹馬づくり、昔の遊び体験、カ人口大会、工作教室、お菓子づくり、凧づくり、クリスマスリースづくり、マ



凧づくり（久徳公民館）

地域の教育力を高めるために…
続いて、地域の教育力を高める取り組みについて、「地域の子どもが育つ環境づくり」という演題で、滋賀県立大学の那須光章先生にご講演いただきました。
先生には、具体的なデータを示されながら、体験活動・自然・人間関係と子どもの特質の関連についてお話しいただきました。
「人間関係」などの多様な体験を積むことによって、困難にあってもその厳しさに耐えたり、自らの力で解決したりすることができる。
「遊び」「自然」「人間関係」の体験豊かな子どもは、自分自身に自信を持ち、精神的にタフになり、問題を解決する能力も高い。
豊かな体験を持つ子どもは、家族関係も密で、学校生活も楽しく、意欲的な生活をしている。
「人間関係」「自然」の体験の多い子どもは、将来の生活への希望を強く持ち、社会的達成意欲も強い。
大人や親の地域活動と子どもとの体験活動の豊かさには関連性があり、親の子どもに対する願いの原点にかえる取り組み、たとえば元気であるとか、健

やかに育つ、思いやりの心を持つための取り組みを地域で行うことが大切であること、また、地域の大人が子どもと一緒に地域へのかかわりを深める必要性を説かれました。また、心豊かで、健康な子どもになるために、子どもたちの身近な地域において冒険心をくすぐるような広場や、自由に遊べる居場所づくり、異年齢集団での遊びや活動を設定するとともに、結構忙しい現代の子どもたちに時間的なゆとりを保証し、接していくことの大切さも合わせてお話になりました。
多賀町において地域の教育力を高めるために、子どもたちにとってまず身近な地域である各字の取り組みが、住民のみなさんの厚い期待と支援のもとに確実に根付いていることがわかり、有意義な研修会となりました。



子ども工作教室（敏満寺公民館）

**わくわく
すぽーつ
ランド**
お問い合わせ先
多賀町B&G海洋センター
有線 2-1625 電話 48-1625 ファクシミリ 48-1884
E-mail bg@tagatown.jp

参加チーム大募集!
(町内在住、在勤の一般男女)
多賀町民ソフトボール大会
(滋賀県民体育大会予選)
日時 5月11日(日) 8時30分(開会式)
雨天の場合は18日(日)
場所 町民グラウンド
多賀町民バレーボール大会
日時 5月18日(日) 8時30分(開会式)
場所 多賀町勤労者体育センター 体育館
男女混合チームも参加できます。

チャレンジデー
5月28日(水)は
今年対戦相手は鳥根加茂町です
チャレンジデーとは、毎年5月の最終水曜日に世界各地で開催されているイベントです。
当日0時から21時の間に15分以上継続して体を動かしてください。犬の散歩や自転車通勤、ラジオ体操や有線でのストレッチ、ウォーキングなど、なんでもOKです。
また、当日は、各体育館とテニスコートも無料開放されますので、どうぞご利用ください。なお、場所は多賀町内に限られますが町外の方もカウントされますのでお友だちも誘ってください。
運動をしたら集計センターへ報告してください。集計センターでは、人口に対する参加率を算出し、加茂町と対戦することになります。また当日の集計センターは、役場の2階に特設されます。(報告は1人1回のみです。)
結果は有線等でお知らせします。勝てば相手町のメインポールにわが多賀町の町旗が1週間、掲揚されるわけですが、勝ち負けに関係なく55%以上で金メダルが授与されます。しかし、一番の願いは皆さんの生活の中に、少しでも体を動かすとい

**みなさま
お待ちしております!**
4月15日火から
ナイター利用スタート!
町民グラウンド

区分	利用時間	使用料	照明料
早朝	6:00~8:00	700円	
午前	9:00~12:00	1,500円	
午後	13:00~17:00	2,000円	
前夜	17:00~19:30	1,000円	1,250円(30分)
後夜	19:30~21:30	1,000円	

テニスコート

区分	利用時間	使用料	照明料
全日	9:00~21:30	400円(1時間)	150円(30分)

照明料は日没時間によって、利用時間が変わります。
町外の方は、この料金の1.5倍です。

うことが習慣づけられれば…ということなのです。
さあ、健康で元気な多賀町を全国にPRしよう!!
【加茂町の概要】
人口 約6,850人
面積 約30平方キロメートル
銅鐸の出土が日本最多であり、チャレンジデーへは初回から連続10回参加され、すべて70%以上の成績を収めておられる強豪です。



昨年の「チャレンジデー2002」のようす。
佐目の『清流の里』では、ダンベル体操でご参加くださいました。

『あなたの声』をお聞かせください!

町長への手紙

このページの裏面に、
町政に対する町民の皆さまのご意見、
アイデアや提案などをご記入ください。
キリトリ線に沿って切り離し、封筒を作ってポストに投かんしてください。

姓	名	ふりがな
住所		

(受取人) 犬上郡多賀町多賀三丁目番地

多賀町役場内

多賀町長 行

5220390

料金受取人
多賀町承認
2

差出有効期限
平成16年4月
30日まで
(切手不要)



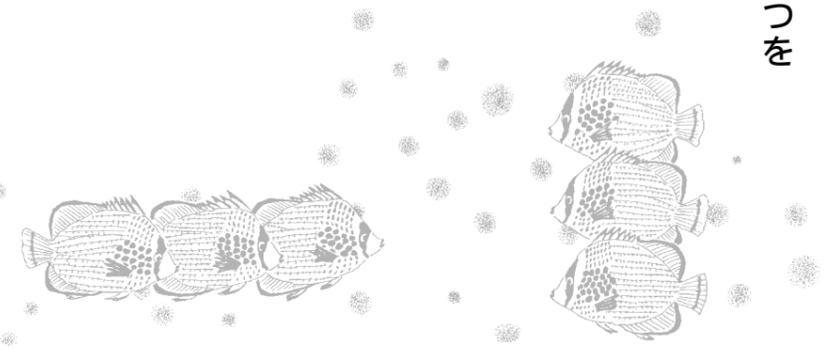
【じんけんのしせん】 人権の視線

人権の詩

飾り物

相田みつを

あのねえ
財産 肩書 地位
名誉 その他
自分についている
誇り高き飾り物を
みんな落として
すっぱだかに
なつてごらん
人間としての本当の
自分がわかるから



相田みつを『心の詩1 アノネ』ダイアモンド社、1995年所収。
日本国憲法第14条は確約しています。「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と。
また、「世界人権宣言」の第2条は、次のように宣言しています。「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」と。
相田みつをさんは、日本国憲法第14条と世界人権宣言第2条を、日常的レベルで、みごとに語ってくれていると思いませんか。
人権読本 じんけんの詩 (明石書店) 編者 今野敏彦/さし絵 美馬須美子 から

消防

犬上分署・多賀町消防団



春の行楽期における 火災の被害防止について

春の行楽シーズンの到来とともに、屋外での活動が増えてきます。今回は、春の行楽期における火災の被害防止について考えましよう。

林野火災を月別に見ると、全林野火災の65%が3、4、5月に発生しています。林野火災の主な原因を見ると、たき火、たばこ、火入れの順となっています。これは、春になって暖かくなると山などに出かける機会が多くなり、たき火による火の粉の飛び火、たばこの投げ捨て、マッチ・ライターでの火あそびなどにより火災に至っているものと考えられます。このような火災を防ぐためには、レジャーを楽しむ一人ひとりが注意することが必要です。

春の行楽期を火災のない楽しいものにするために
たき火をする際は近くに水の入ったバケツなどを用意し、万一、火が拡大した場合すぐ消火できるようにしておく
たばこは灰皿などがあるところで吸

平成14年度 防火標語 消す心 置いてください 火のそばに

うか、携帯用灰皿を携行し、投げ捨てなど絶対にしない
紙屑などのゴミ類は火災発生の原因、延焼拡大の原因となるため各自のゴミはきちんと持ち帰る
また、この時期は、家族や親しい仲間同士等で旅館・ホテルなどの宿泊施設を利用する機会が多くなります。
旅館・ホテル等の関係者の方々が、繁忙期の火災発生を防ぐために十分な火災予防対策を講ずることはもちろんですが、宿泊される方も寝たばこなどにより火災を起こさないよう十分気をつけ、万一火災が起きた時の避難経路の確認など、施設を利用する上での注意が必要です。
旅館・ホテル等を利用される宿泊者の方へ

宿泊室から2通り以上の避難経路、非常口を各室に設置している案内図等を参考に、実際に歩いて確認しておく
非常用懐中電灯や消火器、避難器具等を確認しておく
万一、火災が発生した場合は、慌てることなく従業員の指示にしたがってください。

たばこの処置
寝たばこは絶対しない
たばこを吸う場合には所定の喫煙場所であつて吸うように心がける
たばこの火が完全に消えたことを確認する
吸殻の始末をきちんと行い、マナーを守った喫煙を心がけてください。

ぜひ、お送りください。

町民の皆さんの声を、できるだけ町政に反映しようと、『町長への手紙』を実施いたします。

よりよいまちづくりを進めていくために、日ごろからあなたが考えること、感じていることなどを、町長までご送付ください。

下の用紙にあなたのご意見やご提案をご記入いただき、ご投かんください。切手は不要です。(必ず住所、氏名、年齢、性別、電話番号をご記入ください。氏名等の個人情報を公開することはありません。)

皆さんからいただいた貴重なご提案、ご意見は、「広報

たが」を通じて回答とともに掲載していきたいと考えています。差し出し有効期限は平成16年4月30日までです。

また、有線ファックスや、E-メールでの投稿も大歓迎です。

多賀町長へのE-メール chou@tagatown.jp

詳しいお問い合わせは

役場 企画課 広報・広聴係

有線 2-2018 電話 48-8122

お問い合わせE-メール kikaku@tagatown.jp

町長への手紙

電話
年齢 歳 性別 (男・女)

その23 市町村合併を考える

犬上古代の歴史

犬上古代の歴史を辿ってみると、犬上川の度重なる洪水、氾濫の堆積物によって形成された沖積扇状地近辺に縄文時代、古墳時代の集落跡が分布する。

多賀庄、川原の庄、安食の庄の周辺に存在し、縄文時代の貝塚とされる金屋遺跡・佐目遺跡では、縄文土器が採集されたといわれる。また、古墳時代の集落としては、下之郷遺跡で5世紀中ごろまでさかのぼると考えられ、竪穴住居跡が確認され、法養寺遺跡では、7世紀初頭の竪穴式住居跡が知られる。

犬上の中心となる犬上川左岸扇状地の開発は、古墳時代中期に始まったとされる。その後、同扇状地上には、長畑遺跡、尼子南遺跡、四十九院遺跡、雨降野遺跡など、7世紀から8世紀を中心とする集落が多数認められている。これらの集落は、8世紀前半には竪穴住居と掘立柱建物が共存していたが、8世紀後半には掘立柱建物のみからなる集落へと変化し、水稲農耕に生活基盤をおく農業集落であったとみられる。

また、安食の庄の阿自岐神社は、古代の面影を残す神域である。この社は、漢氏の祖といわれる渡来人阿直岐(阿知使主)に因むものといわれる。湖東地方一帯では、朴市秦造田米津將軍一族の渡来人たちによる農耕の開発がうかがえる。また、雨降野は、「木間攪」によれば、かつて「九条の埜」という広い原野があり、その柵林を拓いて農耕地となし、柵邑と呼ばれたようである。

また、『淡海古説』(乾)には、たった七行の古文書がある。そこに、「推古天皇の御宇(第33代、大和朝廷時代、西暦590年代)に、七日地より煙立て四つの石出でけん」とある。大きな異変が生じたであろうと想像される。地域の人々が来る日も来る日も林を拓いた農耕地である柵邑が、ある日突然土石に埋もれたとは、おそらくは鈴鹿の火山爆発に起因する土石流が火山弾によるものかと思われる。こうした災害に直面して、先人たちは、大自然の脅威にもくじけることなく土砂を取り除き、農耕を進めた。ただし、地形の大きな変動のために、水利の便は以

前に比べ大きく変わった。さらに、『淡海古説』(乾)には、「地かわき出て田畑まで大旱魃のところとなれり、百姓難儀に及しくば、百濟寺の源住僧都をしゃうし奉、つねに雨乞のたび、僧都、雨降野と改め給しや」とあり、このときより柵邑は雨降野と呼ばれるようになった。今も湖東三山の百濟寺には雨乞岩が祀られている。現在は水利豊かな湖東の稲作地帯も、昔は旱魃に苦しんだ農民が、雨を求め、この岩に祈りを捧げ、雨乞い明神と崇めた。雨乞い行事は、雨降野のみではなく犬上各地で昭和時代にも盛んに行われていた。

我々の先人たちが、大自然の試練にも真正面から立ち向かい、人々が力を合わせ、助け合いながらただ

ひたすらに精魂を傾け、農耕に村づくりに尽くして今日のあることを歴史は如実に物語っている。

(豊会館館長 北川乙彦)



淡海古説 (写本・彦根市立図書館蔵)



肝炎の正しい知識 (肝炎検査を受けよう)

肝臓は「沈黙の臓器」といわれているように、病気が重く進行するまでは自覚症状が現れないケースが多くあります。そのため症状がなくてもきちんと検査をして早く発見することが大切です。

肝炎の種類と症状

A型肝炎：ウイルスに汚染された生水や食品などを食べることで感染します。また、感染者の便に混じってウイルスが排泄されますので二次感染にも注意が必要です。1～2カ月で完治し慢性化するとはほとんどありません。

B型肝炎、C型肝炎：血液を介して感染します。(ウイルスに汚染された輸血や母子(産道)、性行為など) C型は8割が慢性化し、肝硬変、肝臓ガンの道をたどります。

肝炎ウイルスに感染すると、5～15年で慢性肝炎に移行し、やがて数十年で肝硬変、肝臓ガンへと進行することが多いといわれます。A型は慢性化しませんが、B型とC型は慢性化し、ともにそのウイルスが肝硬変や肝臓ガンに深く関与しています。

自覚症状での早期発見は難しく、血液検査などで発見することが予防の得策といえるでしょう。

昨年から多賀町では、町の健診を受けられる対象者のうちで、40、45、50、55、60、65、70歳の方に肝炎検査を実施しております。対象者の方には、5月ごろ、ご案内文を送付させていただきます。

また、節目の年齢以外の方で過去に肝機能異常を指摘されたことのある方

- ・広範な外科手術を受けたことのある方
- ・妊娠、分娩時に多量に出血したことのある方
- ・基本健康検査においてGPT値により要指導とされた方につきましては、肝炎検査の対象となりますのでお申し込みくださいますようお願いいたします。

福祉保健課 48811522021まで

多賀町育英資金のご案内

[1]多賀町育英資金制度

本制度は、もろもろの経済的な事由により、高等学校・大学等に就学するために必要とする費用の負担が困難な場合に、その一部として奨学金を給付する制度です。

[2]奨学生の資格

町内に3年以上居住または居住する者の子弟であり、高等学校(含定時制)、高等専門学校、各種専修学校、短期大学、大学に在学し、学業、人物ともに優秀でかつ健康で、学資の援助が必要であると認められる方。

[3]奨学金の給付

- ・平成15年度予定給付額(月額) 高校生10,000円 短大・大学生20,000円
高等専門学校生は学年に応じ支給額を決定します。
- ・奨学金は、2カ月ごとに直接給付します。

[4]奨学生の申請方法

教育委員会事務局にて必要書類(願書、生活状況証明書等)を受け取り、期日までに提出してください。ただし、申請は毎年必要となりますので、奨学生に採用された方で2年目以降も希望をされる場合は必ず申請を行ってください。

[5]申し込み期限

5月15日(木)

[6]奨学生の採用

奨学生の採用は、運営委員会の選考会を経て町長が決定し、本人宛てに通知します。

お問い合わせ先

多賀町教育委員会事務局 (有)2-3741/(電)48-8123

人事異動

多賀町役場職員の人事異動が平成15年4月1日付で発令されましたので、お知らせします。

異動 ()内は前任

町長部局
課長級
ダム対策課長 森口 政二(社会教育課長)
環境生活課長 宮野佐喜次(税務課長)
農林商工課長 菅森金治郎(ダム対策課長)
総務課長 山根所保務 森 光江(福祉保健課課長補佐)
税務課長 宮川 悦子(総務課課長補佐)
総務課長補佐 上田 綾子(総務課行政管理係係長級)
建設課課長 喜多 誠(農林商工課林業係係長)
総務課人事給与係長 奥川 房代(建設課管理用地係長)
建設課管理用地係長 鋒山 正美(企画課企画調整係長)
一般職
農林商工課 藤本 一之(建設課)
福祉保健課 岸本 雅嗣(農林商工課)
環境生活課 藤田有美子(会計室)
農林商工課 竹田 幸司(環境生活課)
公営企業課 杉山 裕(福祉保健課)
会計室 松本亜紀子(税務課)
企画課 西澤由起子(学校教育課)

保育士(園長補佐級)
富之尾保育園長補佐 大谷 修子(多賀保育園園長補佐)
多賀保育園園長補佐 藤原真寿美(菅原保育所所長補佐)
福祉保健課児童係係長 野村弥壽代(富之尾保育園園長補佐)
多賀保育園園長補佐 森 有子(清涼保育園園長補佐)
保育士(一般職)
多賀保育園 鈴木さおり(清涼保育園)
菅原保育所 小菅 裕子(大滝幼稚園)
教育委員会
課長級
教育次長 西村 治一(環境生活課長)
教育 次長 棚池 澄枝(総務課参事)
一般職
学校教育課 多林あけ美(環境生活課)
教諭(一般職)
大滝幼稚園 赤田有紀子(多賀保育園)
調理師
多賀小学校 木下伊佐子(大滝小学校)
大滝小学校 大辻美代子(多賀小学校)
新規採用
町長部局
総務課 江畑 裕行
税務課 河島 梓
環境生活課 勝間 大樹
教育委員会
図書館司書 安田 和美
重森 一駿(農林商工課長)
森 一郎(教育次長)

農業取締法が改正されました 農薬は正しく使いましょー！

昨年、無登録農薬が全国的に流通し、使用されている実態が明らかとなり、皆さまの「食」に対する信頼を損なう大きな問題となりました。

このため、昨年12月に農業取締法が改正され、3月10日からこの改正法が施行されました。

主な改正点は、無登録農薬の製造・輸入・使用の禁止(販売は従来から禁止)、農薬使用基準に違反する農薬使用の禁

止、罰則の強化などであり、農薬を製造・輸入・販売・使用するすべての人に関係する内容です。

農家だけでなく、家庭菜園や花壇や芝の手入れをする方であっても、農林水産省の登録番号のある安全性の確認された農薬を、ラベルをよく読んで使うことが必要です。無登録農薬はみんなで排除しましょう。詳しい農業情報は、農林水産省ホームページ(URL: <http://www.maff.go.jp/nouyaku/>)の「農薬コーナー」をご覧ください。か、湖東地域農業改良普及センター(電)272228へお問い合わせください。

「国民年金学生納付特例制度」について

学生の方で国民年金保険料の納付が困難なときには、「学生納付特例制度」をご利用ください。

学生本人(一部対象とならない学校があります)の前年所得が一定基準以下であれば、市町村の国民年金担当窓口にて申請し社会保険事務所で承認されると、承認された期間中は保険料の納付が猶予されます。(減免の制度ではありません。)

学生納付特例の承認期間は年度ごとです。平成14年度に学生納付特例の承認を受けたら、平成15年4月か

からも引き続き学生であり学生納付特例を希望される方は、あらかじめ申請手続きが必要になります。

また、10年が経過するまでに納付を希望される場合は、社会保険事務所で納付書の発行を依頼してください。10年経過により、納めることができなくなり、その期間は未納期間として取り扱われますのでご注意ください。また、納付が2年以内であれば加算金がつきませんが経過年数によっては納付される時に加算金がプラスされますのでご了承ください。

春の全国交通安全運動

5月11日(日)～5月20日(火)

運動の重点

子どもと高齢者の歩行中、自転車乗用中の交通事故防止
子ども、高齢者を見かけたら車の接近に気づかないことも予測し、その行動に十分注意し、徐行するなど思いやりのある運転を心がけましょう。

シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

「車に乗ったらまずシートベルト」の習慣づけを徹底しましょう。

飲酒運転等危険運転の追放

「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を厳守しましょう。

「自転車遊び」事故防止のポイント

「止まる」「見る」「待つ」を習慣づける！

自転車事故の大半は「飛び出し」によって起きています。道を横断するときは、横断前に必ず止まり、近づいてくる車がないかどうかをよく確かめることをしっかりと身につけさせましょう。



戸籍事務が コンピュータ化されます!

平成15年6月2日から変わります!

戸籍は、皆さんが生まれてから一生を終えるまでの身分関係(夫婦、親子、兄弟姉妹など)を公証できる唯一のもので、多賀町では、コンピュータ化により住民サービスの向上と事務の効率化・近代化を実現するため、6月2日からコンピュータ処理することになりました。現在の戸籍はすべて改製されて、新しい戸籍は今までの縦書きの文書形式から横書きで項目ごとの記載になります。(見本参照)

本籍番地の表示も変わります!

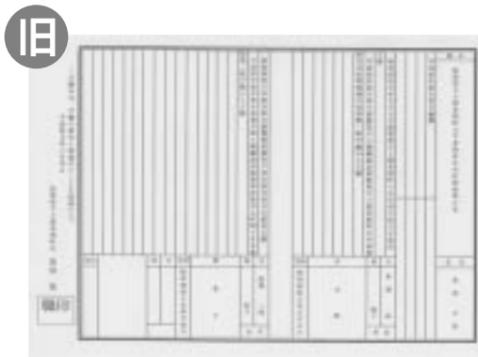
戸籍がコンピュータ化されることにより、本籍地番の「の」の表示が下記のとおり記載されなくなります。
大字多賀100番地の1 大字多賀100番地1
(住民票の住所地番の「の」の表示は、すでに平成13年10月から記載されていません。)

戸籍の文字が変わります!

コンピュータ化後の戸籍の文字は、常用漢字、人名用漢字、その他国民一般に用いられる文字(漢字については、漢和辞典に載っている字)を用いて記録されます。

現在の戸籍に記載されている氏名の文字を、コンピュータ化に際して漢和辞典に載っている文字に置き換える必要がある人には、5月上旬にその旨のお知らせを郵送しますので、ご理解、ご協力をお願い致します。

なお、これは戸籍の表記上の取り扱いです。氏または名が変更されるものではありません。したがって、印鑑登録などを変更する必要はありません。



戸籍の証明書の名称が、『戸籍謄本』は『全部事項証明』に、『戸籍抄本』は『個人事項証明』に変わります。

おめでた・おくやみ 2月21日～3月20日 届出分

生まれました 深田 翼(藤瀬) 洋一 知子 大久保 祐莉(萱原) 一也 恵理子 宮川 桃華(萱原) 延美 真美	辻川 歩夢(多賀) 正直 貴世子 田中 匠(多賀) 伸幸 久美子 岸辺 千尋(多賀) 俊弥 真美	おくやみ申しあげます 北坂 祐啓(敏満寺) 65歳 大清水 淳悟(中川原) 81歳 滝川 照雄(四手) 78歳 藤川 やす(敏満寺) 84歳	澤井 よ志子(中川原) 78歳 藤本 代志子(多賀) 71歳 藤本 トメ(久徳) 96歳 野村 静(一円) 84歳 後藤 和子(多賀) 76歳
--	---	---	---

知って
ますか?
税の
あんない

税務課 (有)2-2041 (電)48-8113
E-mail zei@tagatown.jp

軽自動車の減免申請について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、一定級以上の人が使用する自動車、身体障害者などの人が利用するために構造を変更した自動車については、申請により軽自動車税が減免されます。(普通自動車も含めて一人一台に限る。)

申請の手続きについて

申請書は役場税務課に置いてありますので、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、または、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、印鑑を持参のうえ申請してください。

また、家族の方が運転される場合は、生計同一証明書(役場福祉課で発行)自動車をもつばら身体障害者等が週1回以上または、月4回以上使用することを証明する書類(通院、通学、通勤、通所で発行)が必要で、常時介護の方が運転される場合は、常時介護証明書が必要です。証明書の発行機関は次のとおりです。

対象者	発行機関
身体障害者手帳をお持ちの満18歳以上で町在住の方	多賀町福祉保健課
戦傷病者手帳をお持ちの方	県健康福祉政策課
身体障害者手帳をお持ちの満18歳以上で町在住の方	多賀町福祉保健課
療育手帳をお持ちで町在住の方	県健康福祉センター
精神障害者保険福祉手帳をお持ちの方	彦根保健所

普通自動車につきましては、県税になりますので湖東地域振興局で手続きしてください。

町税の納期限について

平成15年度の町税等の納期をお知らせします。各税目の納期は左記のとおりです。

税目	町県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
4月				1期(特例)
5月		1期	全期	
6月	1期			2期(特例)
7月		2期		3期
8月	2期			4期
9月				5期
10月	3期			6期
11月				7期
12月		3期		8期
1月	4期			9期
2月		4期		10期
3月				

各税の納期限は各納期月の末日です。ただし、月末が土曜・日曜・祭日の場合は翌月初めとなります。口座振替の手続きをされている場合は、各税目の各納期限に指定の口座から振り替えさせていただきます。

保健センターの行事

行事名	実施日	受付時間	場所	対象者
健康相談	5月20日(火)		多賀町総合福祉保健センター ふれあいの郷	子どもさんの健康、子育てについて等子どもさんに関するご相談を受け付けています。
すこやか相談	5月13日(火)	10:00~11:00		ご自分の健康について、ご相談になりたい方は、お気軽にご利用ください。血圧測定、尿検査、体脂肪測定も無料でできます。
生き生き相談	5月6日(火)			「最近、物忘れがひどくなったかな?」と不安に思われる方ならどなたでもご相談下さい。
介護相談	随時			痴呆や寝たきり等の方のお世話でお困りの方。
乳児健診	3~4カ月児(離乳食教室)	5月19日(火)	13:00~13:15	H15年1月生まれの乳児
	9~10カ月児	5月19日(火)	13:15~13:30	H14年7月生まれの乳児
2歳歯科健診	5月28日(水)	12:50~13:10		H13年4月・5月生まれの幼児
1歳6カ月児歯科健診	5月7日(水)	13:00~13:15		H13年10月・11月生まれの幼児
予防接種	ツベルクリン反応	5月14日(水)	13:30~14:30	生後3カ月~48カ月でツベルクリン反応、BCGが未接種の乳幼児
	BCG	5月16日(金)		
	日本脳炎	5月30日(金)		3歳~7歳5カ月 期初回3歳児 期追加4歳児 就学前で未接種の場合、ご不明な点がある場合は、福祉保健課までお問い合わせください。

各健診および予防接種には必ず母子手帳、予防表(のびっこ手帳の中記入して)をご持参ください。2歳児歯科健診、1歳6カ月児健診を受けられる方は、歯ブラシとコップを持ってきてください。9~10カ月児健診には、お子さんと同居されているおばあちゃん・おじいちゃんもぜひおいでください。

多賀町福祉保健センター ふれあいの郷

トレーニング室からのお知らせ

皆さんの健康づくりを応援するために「ふれあいの郷」では、毎月トレーニング室で健康セミナーを開催しています。5月は筋筋教室です。
『筋肉をたくわえて健康な体をつくろう』をテーマにしています。なお、通常のトレーニング室のご利用には、利用講習会を受講していただく必要があります。
ぜひ、受講していただき健康づくりにお役立てください!

健康セミナー 筋筋教室
5月13日(火) 10:30~11:15
24日(土) 13:30~14:15
24日(土) 18:00~18:45

利用講習会
5月13日(火) 13:30~14:30
24日(土) 14:30~15:30
24日(土) 19:00~20:00

利用対象者 18歳以上の方
利用料 町内在住・在勤の方 200円 / 町外の方 300円
その他 運動のできる服装・運動靴・タオルをご準備ください

トレーニング室利用時間
10:00 12:00 13:00 20:30
月~土

5月にトレーニング室が利用できない日
毎週日曜日、第2・4月曜日、祝祭日

お問い合わせは
多賀町総合福祉保健センター
ふれあいの郷
有線 2-2021 電話 48-8115
E-mail fukushi@tagatown.jp

あなたの健康づくりを
応援します!